

京都市くらし応援給付金（追加支援）よくあるお問い合わせ

<対象世帯・給付基準について>

Q 1 自分（の世帯）が「京都市くらし応援給付金（追加支援）に係る【7万円給付金】」の支給対象世帯かどうか確認したい。

A 1 支給対象は、基準日（令和5年12月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯となります。対象世帯には、令和6年1月23日に案内文書を郵送します。具体的には、以下1～5の要件を全て満たす世帯です。

- 1 基準日（令和5年12月1日）時点で京都市に住民登録があること
- 2 世帯に属する全ての世帯員が令和5年度住民税非課税であること
- 3 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- 4 住民税非課税世帯に対する7万円の給付金（※）を本市以外の自治体で受給していないこと※ 自治体により、給付額が異なる場合あり
- 5 住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯でないこと

<5例>

親（課税者）に扶養されている大学生（非課税）等の単身世帯や、子（課税者）に扶養されているその子の親の世帯（非課税）等は給付対象外です。

Q 2 生活保護受給世帯であるが、支給対象か。

A 2 令和5年12月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている方で、支給要件（Q1を参照）を満たしている世帯であれば、支給対象となります。ただし、住民税が課税されている方に扶養されている場合は対象外となります。

Q 3 令和5年度住民税非課税世帯で年金を受け取っているが、支給対象か。

A 3 Q2と同様の回答になります。

Q 4 受付期限に間に合わず、京都市くらし応援給付金（3万円）を受給できなかったが、今回の7万円と合わせて10万円を受給することは可能か。

A 4 京都市くらし応援給付金（3万円）は令和5年10月31日に受付を終了していますので、申請はできません。そのため、受給できなかった3万円の給付金については、追加支給できません。

Q 5 令和5年度において、当初は住民税非課税世帯として給付を受けたが、その後修正申告等により課税世帯となった場合、どうすれば良いか。

A 5 修正申告等により、非課税世帯から課税世帯になった場合は、支給対象外となるため、既に受給された京都市くらし応援給付金（3万円）は返還いただく必要

があります。

本質問に該当される場合は、コールセンター（0120-602-022）に連絡をお願いします。

Q6 親（課税者）に扶養されている大学生であるが、昨年に京都市くらし応援給付金（3万円）を受け取ったが、返還しないといけないのか。

A6 昨年に給付した3万円については、親（課税者）に扶養されている大学生も支給対象となりますので、返還する必要はありません。ただし、今回の7万円については、支給対象外となります。

Q7 基準日の翌日（令和5年12月2日）以降京都市から転出した場合でも京都市の対象となるか。

A7 京都市くらし応援給付金は、基準日（令和5年12月1日）時点で住民登録があった市町村から支給されますので、12月2日以降に京都市から転出された場合であっても、京都市において支給対象となります。支給の可能性がある世帯には、1月23日に案内文書を送付しますので、そちらをご覧ください。

<申請手続き（申請関係書類）について>

Q1 「京都市くらし応援給付金（追加支援）」は、世帯主以外でも申請できるか。

A1 受給権者は、原則、令和5年12月1日時点の世帯主になります。
ご家族など、別の方が手続を行う場合は、1月23日に送付する案内文書の記載例等を参照いただき、世帯主の代理人として手続を行ってください。
※ 代理申請をされる場合は、別途、書類が必要になります。

Q2 前回の3万円の給付金から口座を変更したい。

A2 <支給のお知らせ対象世帯>
届出期間（追ってお知らせします）までに口座変更の届出書を御提出いただければ変更可能です。
<確認書対象世帯>
確認書の返送の際に、変更を希望される口座を記載いただき、通帳のコピーを添付して返送してください。

Q3 住民登録上の住所とは別の住所に確認書を送付してほしい。

A3 原則、基準日（令和5年12月1日）時点の住民登録上の住所に郵送します。何らかの事由により、住民登録上の住所とは別の住所に郵送を希望される場合は、別途転送依頼届の提出が必要になります。転送依頼届は、追って京都市ホームページ

ジに掲載しますので、ダウンロードいただき送付してください。

Q 4 DV等により、住民票を他都市に置きながら京都市に避難している場合は対象となるか。

A 4 対象となる場合があります。詳細等については、追って京都市ホームページ等でお知らせします。

<振込>

Q 1 (支給案内を受け取る方) いつ頃に、振り込まれるのか。

A 1 2月中旬の予定です。

Q 2 (確認書を受け取る方) 申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A 2 書類に不備等がなければ、概ね1か月程度で振り込みとなります。

<その他>

Q 1 「京都市暮らし応援給付金(追加支援)」は、差押禁止等及び非課税の対象となるのか。

A 1 そのとおりです。